

# 食品トレーサビリティの取組の普及（新規）

【消費・安全対策交付金 2,686（2,314）百万円の内数】

## 対策のポイント

都道府県や都道府県内各地域における食品のトレーサビリティの普及活動を通じて、農林漁業者や中小食品事業者の取組を促進します。

## <背景／課題>

- ・食品のトレーサビリティの確立により、食品事故等が発生した場合に迅速な回収等が可能となり、消費者の健康被害の拡大防止に有効です。
- ・農林漁業者や中小食品事業者も取り組みやすい環境づくりが重要であり、都道府県や都道府県内各地域において、実態に応じたきめ細かな普及活動が必要です。

## (食品のトレーサビリティとは)

食品がどこから来てどこへ行ったかわかるようにしておくこと。具体的には、個々の農林漁業者や食品事業者が、何を、いつ、どこから入荷し、何を、いつ、どこへ出荷したかを記録・保存することです。

## 政策目標

入出荷の記録・保存を推進することにより食品のトレーサビリティを確立

## <内容>

### 1. 事業内容

#### (1) 推進方策等の検討

都道府県段階における協議会等の設置による推進体制の整備、都道府県版マニュアルや入出荷記録を確実にするための共通伝票作成などを行います。

#### (2) 普及活動の実施

都道府県内各地域において、セミナーや講習会の開催、相談窓口の設置を行います。

#### (3) 実態調査の実施

農家等を対象に記録・保存状況を確認する実態調査を行います。さらに今後の普及活動に必要な取組事例を収集します。

2. 事業実施主体 都道府県、事業者団体等

3. 交付率 定額（1／2以内）

4. 事業実施期間 平成22年度～24年度

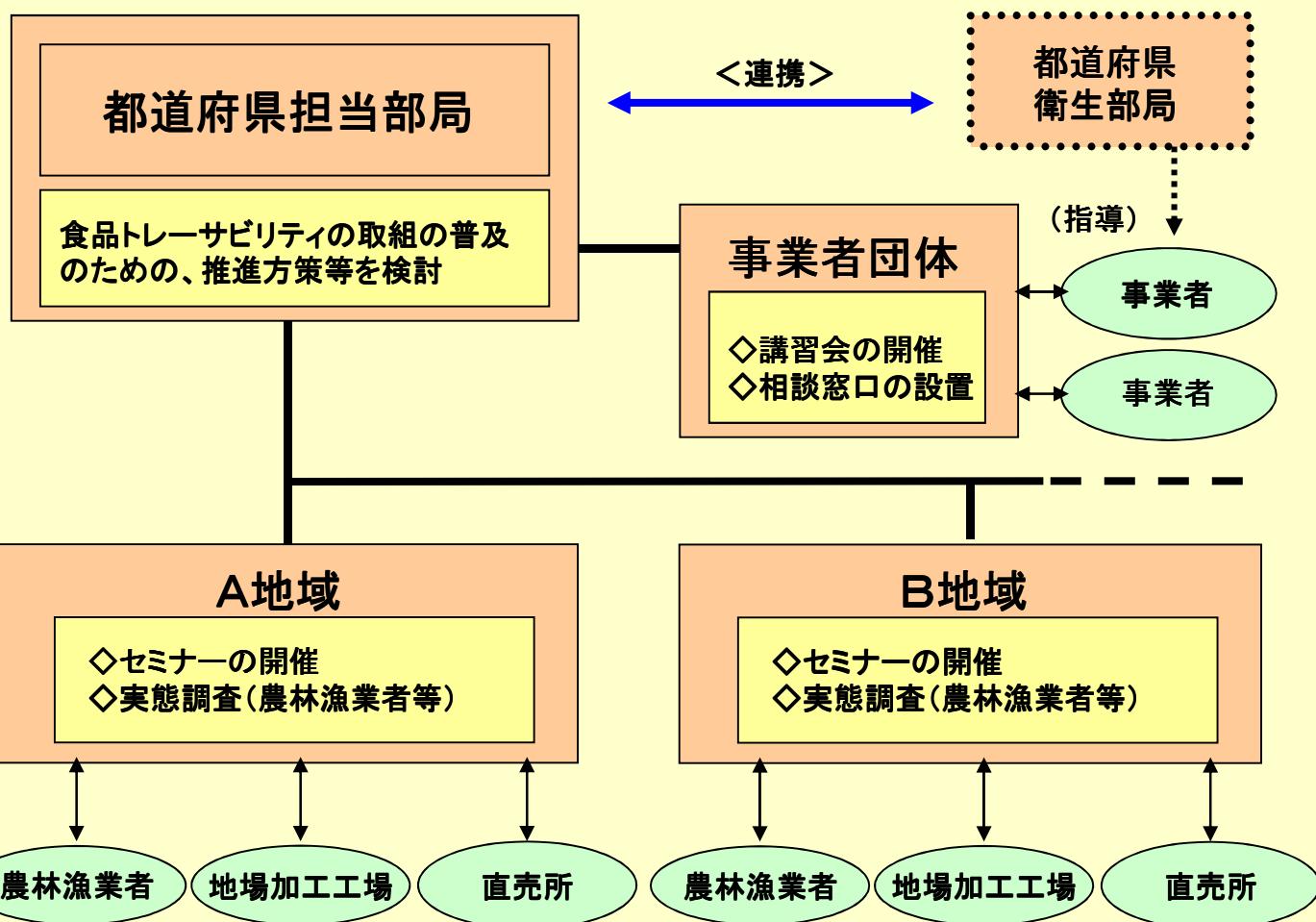
[お問い合わせ先：

消費・安全局消費・安全政策課（03-3502-5716（直））]

消費・安全対策交付金のうち

## 食品トレーサビリティの取組の普及の概要

### 都道府県



#### ①推進方策等の検討

- ・都道府県段階における協議会等の設置による推進体制の整備、都道府県版マニュアルや共通伝票の作成などを検討

#### ②普及活動

- ・地域におけるセミナー・講習会の開催、相談窓口の設置を実施

#### ③実態調査

- ・農家等を対象に記録・保存状況を確認する実態調査を実施
- ・各取組事例を収集

# 食品トレーサビリティの推進